

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 道路の区域変更【建設局総務部管理課】 1363
- 道路の区域決定【建設局総務部管理課】 1365
- 北九州市営住宅及び北九州市営住宅駐車場の使用料の徴収事務の委託【建築都市局住宅部住宅管理課】 1366
- 不動産又は不動産に関する権利等を保有する認可地縁団体からの告示事項の変更の届出（2件）【市民文化スポーツ局市民部地域振興課】 1367

◇ 上下水道局

- 北九州市上下水道局東部工事事務所における北九州市水道配管図及び北九州市給水戸番図の複写料金の徴収事務の委託【上下水道局水道部配水管理課】 1369
- 北九州市上下水道局西部工事事務所における北九州市水道配管図及び北九州市給水戸番図の複写料金の徴収事務の委託【上下水道局水道部配水管理課】 1370
- 給水装置工事事業者の指定【上下水道局水道部配水管理課】 1371

北九州市告示第220号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成25年5月16日

北九州市長 北 橋 健 治

1 道路の種類 市道

2 路線名等

整理番号	路線名	変更前後の別	区域変更の区間	幅員(m)	延長(m)
1006	石田1号線	前	北九州市小倉南区大字石田12番2地先から 北九州市小倉南区大字石田12番1地先まで	3.8 ↘ 3.9	7.9
		後	北九州市小倉南区大字石田12番2地先から 北九州市小倉南区大字石田12番1地先まで	3.8 ↘ 3.9	7.4
1008	石田3号線	前	北九州市小倉南区大字石田9番1地先から 北九州市小倉南区大字石田1番2地先まで	4.0 ↘ 6.1	203.0
		後	北九州市小倉南区大字石田9番1から 北九州市小倉南区大字石田1番2地先まで	5.6 ↘ 6.1	203.0
3748	堀越5	前	北九州市小倉南区大字堀	3.9	52.0

	号線	越 2 7 6 番 1 地先から 北九州市小倉南区大字堀 越 2 7 4 番 1 地先まで	く 5.3	
	後	北九州市小倉南区大字堀 越 2 7 6 番 1 地先から 北九州市小倉南区大字堀 越 2 7 4 番 1 地先まで	4.9 く 5.6	52.0

北九州市告示第221号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を決定する。

その関係図面は、告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成25年5月16日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	区域決定の区間	幅員 (m)	延長 (m)
652	恒見朽網線	北九州市小倉南区曾根北町2 937番1から 北九州市小倉南区大字朽網3 914番1まで	25.7 と 127.6	3,130.0

北九州市告示第 2 2 2 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 4 9 号）第 4 0 条第 1 項の規定により、北九州市営住宅及び北九州市営住宅駐車場の使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成 2 5 年 5 月 1 6 日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
北九州市住宅供給公社	北九州市小倉北区浅野三丁目 8 番 1 号	平成 2 5 年 4 月 1 日 から平成 2 6 年 3 月 3 1 日まで

北九州市告示第223号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を保有する認可地縁団体から、次のとおり告示事項の変更の届出があった。

平成25年5月16日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 認可地縁団体の名称
上の原自治区会第5町内会
- 2 代表者の変更

変更前後の別	変更年月日	代表者の氏名	代表者の住所
変更前		池田茂樹	北九州市八幡西区上の原四丁目4番50号
変更後	平成25年3月30日	藤 誓晴	北九州市八幡西区上の原四丁目4番11号

北九州市告示第224号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を保有する認可地縁団体から、次のとおり告示事項の変更の届出があった。

平成25年5月16日

北九州市長 北 橋 健 治

1 認可地縁団体の名称

山浦町内会

2 代表者の変更

変更前後の別	変更年月日	代表者の氏名	代表者の住所
	変更前	香月宏之	北九州市八幡西区大字野面690番地
変更後	平成25年 4月14日	松尾正孝	北九州市八幡西区大字野面697番地1

北九州市上下水道局告示第16号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2及び北九州市上下水道局会計規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第12号）第36条の2の規定により、北九州市上下水道局東部工事事務所における北九州市水道配管図及び北九州市給水戸番図の複写料金の徴収事務を次のとおり委託した。

平成25年5月16日

北九州市上下水道局長 富 増 健 次

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
山和株式会社	北九州市小倉北区足原二丁目5番33号	平成25年4月1日から平成25年5月31日まで
株式会社古島工務店	北九州市小倉北区上富野四丁目10番12号6	平成25年4月1日から平成25年5月31日まで
有限会社浜崎工務店	北九州市小倉南区城野二丁目3番28号	平成25年4月1日から平成25年5月31日まで
有限会社丸武建設工業	北九州市小倉南区下吉田二丁目14番12号	平成25年4月1日から平成25年5月31日まで
神栄管工株式会社	北九州市門司区高砂町5番6号	平成25年4月1日から平成25年5月31日まで
株式会社誠伸建設	北九州市門司区大字猿喰937番地の3	平成25年4月1日から平成25年5月31日まで

北九州市上下水道局告示第17号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2及び北九州市上下水道局会計規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第12号）第36条の2の規定により、北九州市上下水道局西部工事事務所における北九州市水道配管図及び北九州市給水戸番図の複写料金の徴収事務を次のとおり委託した。

平成25年5月16日

北九州市上下水道局長 富 増 健 次

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
有限会社九州設備工業所	北九州市若松区大字畠田941番地1	平成25年4月1日から平成25年5月31日まで
株式会社木下設備	北九州市八幡西区鷹の巣一丁目9番4号	平成25年4月1日から平成25年5月31日まで
有限会社大福水道	北九州市八幡西区陣原一丁目8番6号	平成25年4月1日から平成25年5月31日まで

北九州市上下水道局告示第18号

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定による給水装置工事事業者の指定を行ったので、同法第25条の3第2項の規定により次のとおり告示する。

平成25年5月16日

北九州市上下水道局長 富 増 健 次

指定番号	工事店の 名 称	代表者	所在地	指定年月日
F-151	ムラセツ	村尾隆文	福岡県田川市大字 川宮738番地の 19	平成25年 5月1日